

鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱

(令和7年4月 宅地開発施設整備基準改正版)

鎌ヶ谷市都市建設部
都市計画課開発指導室

目 次

鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱

第 1 条	目 的	1
第 2 条	定 義	1
第 3 条	適用対象	1
第 4 条	事前協議	2
第 5 条	事前公開板の設置	2
第 6 条	隣接地権者への説明等	3
第 7 条	近隣住民への説明等	3
第 8 条	中高層建築物	3
第 9 条	防災等の措置	3
第10条	電波障害	4
第11条	工事の施工計画等	4
第12条	環境保全	4
第13条	文化財の保全	4
第14条	公共施設及び公益施設等の整備計画	4
第15条	負 担	5
第16条	境 界	5
第17条	工事に関する届	5
第18条	検査等	5
第19条	工事完了確認通知書の交付	5
第20条	帰属等の手続	5
第21条	契約不適合責任	7
第22条	その他	7
第23条	委 任	7
別記第1号様式	開発行為等に関する検討願書	8
別記第2号様式	開発行為等に関する検討結果通知書	9
別記第3号様式	開発行為等に伴う事前協議申請書	10
別記第4号様式	道路検討願書	11
別記第5号様式	道路検討結果通知書	12
別記第6号様式	協議事項変更申請書	13
別記第7号様式	事前協議申請に関する取下げ届	14
別記第8号様式	事業者変更届	15
別記第9号様式	宅地開発等計画事前公開板	16
別記第10号様式	近隣住民説明報告書	17
別記第11号様式	工事着手届	19

別記第12号様式	工事廃止届	20
別記第13号様式	工事完了届	21
別記第14号様式	中間検査申請書	22
別記第15号様式	工事完了確認通知書	23
別記第16号様式	公共施設等用地帰属願書	24
別記第17号様式	公共施設等帰属願書	25

鎌ヶ谷市中高層建築物事前公開等指導指針

第1	目的	28
第2	適用範囲	28
第3	用語の定義	28
第4	事前公開板の設置	28
第5	近隣住民への説明	28

鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準

1	宅地基準	31
2	道路基準	33
3	排水施設基準	47
4	公園・緑地基準	69
5	駐車施設基準	75
6	消防施設基準	81
7	安全施設基準	91
8	ごみ施設基準	103
	その他	107

申請書の作成・手続・様式関係図書集

	作成要領	114
	事前協議申請に必要な書類	117
	帰属関係書類一覧	118
	登記嘱託書	120
	登記承諾書	121
	手続きフロー	122
	担当部局一覧表	124

(目的)

第1条 この要綱は、本市における開発行為等に関し必要な事項を定め、無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の整備を促進し、緑とふれあいのあるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に定める開発行為及び次条第1項第3号に定める建築行為をいう。
- (2) 開発区域 開発行為等をする土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 法第4条第14項に定める公共施設をいう。
- (4) 公益施設 保安施設、集会施設、購買施設、廃棄物処理施設、輸送施設、清掃施設その他公益上必要な施設をいう。
- (5) 事業者 開発行為等の事業を行う者をいう。
- (6) 中高層建築物 地上3階以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物をいう。
- (7) 近隣住民 開発区域の敷地境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある土地の所有者又は当該土地に存する建築物の全部若しくは一部の所有者若しくは占有者をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、本市の区域内において行われる次の各号に掲げる開発行為等に適用する。

- (1) 法第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為であつて、その開発区域の面積が500平方メートル以上のもの（自己の居住用は除く。）
 - (2) 法第29条第1項第3号に掲げる公益施設を建築するための開発行為で、その開発区域の面積が500平方メートル以上のもの。
 - (3) 開発行為を伴わない建築行為で、その区域の面積が500平方メートル以上で、かつ、建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの。（自己の居住用は除く。）
 - (4) 国、県、事務処理市等で行う開発行為で、その開発区域の面積が500平方メートル以上のもの。
 - (5) 開発行為を伴わない建築行為で、その区域の面積が500平方メートル以上で、かつ、建築物等の敷地として7区画以上に分割するもの。（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の認可を受けた土地で仮換地指定後の土地は除く。）
- 2 事業者は、行おうとする事業に対するこの要綱の適用の有無について、開発行為等に関する検討願書（別記第1号様式）を市長に提出し、判断を求めることができる。
- 3 市長は、前項の開発行為等に関する検討願書を受理したときは、速やかに、行おうとする事業に対するこの要綱の適用の有無について判断し、その結果を開発行為等に関する検討結果通

知書（別記第2号様式）により事業者に通知するものとする。

（事前協議）

第4条 事業者は、あらかじめ開発行為等に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。また、当該開発行為等によって設置される公共施設及び公益施設を管理することとなるものと協議しなければならない。なお、鎌ヶ谷市以外が管理している公共施設については、当該事前協議とは別に当該施設管理者と協議し、その同意を得るものとする。この場合の協議及び同意とは、次の各号に掲げるものとする。

（1） 公共団体や管理組合・個人など、当該施設の管理者が明らかな場合には、その管理者又は代表者。

（2） 当該施設の管理者及び所有者が明らかでない場合には、当該施設又は土地の所有者全員。

2 前項の協議に当たっては、事前に、開発行為等に伴う事前協議申請書（別記第3号様式。以下「事前協議申請書」という。）及び市長の指示した図書を提出するものとする。ただし、取り付け道路の幅員が、6メートル未満であるときは、事前協議申請書を提出する前に、道路検討願書（別記第4号様式）を提出し、市長と協議するものとする。

3 市長は、前項の道路検討願書を受理したときは、速やかにその結果を、道路検討結果通知書（別記第5号様式）により事業者に通知するものとする。

4 市長は、事前協議申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協議が整ったときは、事業者と協議書を取り交わすものとする。

5 事業者は、事前協議の内容に変更が生じたときは、前4項の規定を準用する。この場合において、第2項中「事前協議申請書」とあるのは、「協議事項変更申請書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定により協議書を取り交わした後1年を経過してもなお、次の各号に掲げる申請がなされないときは、原則として効力を失う。

（1） 開発行為においては、開発行為許可申請

（2） 建築行為においては、建築確認申請

7 事業者は、開発行為等に係る事前協議の途中で、事前協議申請書を取り下げるときは、事前協議申請に関する取下げ届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

8 事業者は、建築行為において事業者の変更を行う場合は、事業者変更届（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

（事前公開板の設置）

第5条 事業者は、前条第2項の規定により事前協議申請書を提出する際には、開発区域の道路に面した見やすい場所に事業計画を記載した宅地開発等計画事前公開板（別記第9号様式。以下「事前公開板」という。）を設置し、開発区域の周辺住民に当該事業計画を公表するととも

に、設置した写真も併せて市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により設置する事前公開板は、第17条第3項の規定による届出を行う日まで設置するものとする。ただし、法第29条の規定により許可を受けた事業の場合は、当該許可を受けた旨の標識の掲示をするまで設置するものとする。

(隣接地権者への説明等)

第6条 事業者は、開発行為等をしようとするときは、開発区域に隣接する地権者に対して、事前に事業計画の説明を行うとともに、開発区域の境界について、あらかじめ境界確認書の取り交わし等を行い、紛争が生じないように努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により事業計画の説明を行うときは、原則として対面によるものとし、隣接地及び事業計画地の高低差、予定建築物の形態、規模並びに擁壁計画（水抜き穴の位置や数等含む。）について、丁寧に説明を行わなければならない。

(近隣住民への説明等)

第7条 事業者は、開発行為等をしようとするときは、事前に近隣住民に対し、事業計画の内容及びその事業によって近隣に及ぼす影響並びに工事に伴う騒音、振動、ごみ収集等の対策について、図面その他により説明し、紛争が生じないように努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による説明を、原則として事前公開板設置から14日以内に行わなければならない。
- 3 事業者は、中高層建築物の建築において、第1項の規定により説明したときは、近隣住民説明報告書（別記第10号様式）を事前協議申請書に添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた開発行為等においては、近隣住民説明報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 開発行為等に起因して、周辺住民と紛争が生じたときは、事業者の責任において処理するものとする。
- 6 事業者は、近隣住民等から説明会を開催するよう要望があったときは、説明会を開催しなければならない。

(中高層建築物)

第8条 中高層建築物を建築する目的で行う開発行為等における前条第1項から第3項までの規定の適用については、別に定める鎌ヶ谷市中高層建築物事前公開等指導指針によるものとする。

(防災等の措置)

第9条 事業者は、工事を施工する際には、次の各号に掲げる事項を措置し、工事中の災害及び公害の防止に努めなければならない。

- (1) 排水、出水又は土砂崩れ等による被害の発生を未然に防止するため、あらかじめ必要な措置を講ずること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音振動、地盤沈下又は悪臭等の発生を防止するため、あらかじめ必要な措置を講ずること。

2 事業者は、開発行為等を中断又は廃止しようとするときは、既に施工された工事により周辺住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、開発行為等に起因する被害が生じたときは、速やかに事業者の責任において復旧又は補償等の措置を講じなければならない。

(電波障害)

第10条 事業者は、開発行為等に伴う建築物の建築をするときにおいて、当該建築物により、既存の住宅等に対し、電波障害を生じさせるおそれがあるときは、事前に電波障害に関する調査を行うとともに、関係住民に対して、当該建築物の概要並びに予想される電波障害の概要及びその対策を十分説明し、紛争が生じないように努めなければならない。

2 開発行為等に起因にして、電波障害が生じたときは、事業者の責任において処理するものとする。

3 複数の開発行為等に伴い電波障害を生じさせるおそれがあるときは、関係する事業者間で協議し、電波障害の解消に努めるものとする。

4 事業者は、前3項に規定する電波障害に関する調査結果及び解消措置の結果を、文書により市長に報告するものとする。

(工事の施工計画等)

第11条 市長は、事業者等に対して必要と認めた開発行為等について、当該開発行為が適正に実施されるよう工事施工方法等を確認するものとする。

2 前項の確認に際しては、事業者等に対して工事施工計画書(施工方法・安全対策・近隣対策等)を提出させるものとする。

(環境保全)

第12条 事業者は、自然環境の保全と生活環境の確保のため、自然的素材の保全及び緑地の保全に努めるものとする。

(文化財の保全)

第13条 事業者は、開発行為等の区域内における埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて、鎌ヶ谷市教育委員会と協議し、当該区域内に埋蔵文化財が所在するときは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に定める必要な手続きを行わなければならない。

2 開発区域内の文化財の保護に要する費用は、事業者の負担とする。

(公共施設及び公益施設等の整備計画)

第14条 事業者は、開発行為等をしようとするときは、あらかじめ関係法令及びこの要綱並びに別に定める鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準に適合するように計画するものとする。

2 市長は、開発行為等の目的又は規模若しくは周辺の状況により、事業者に市長の指示する関

係機関と協議するよう求めることができる。

(負担)

第15条 市長は、開発行為等に伴い、市の公共施設又は公益施設（以下「公共施設等」という）の整備計画に支障を来たすときは、計画に応じて、事業者負担を求めることができる。

(境界)

第16条 事業者は、公共施設及び公益施設の用地並びに民有地の境界を明示し、行政境界を含むときは、事前に確認しなければならない。

2 公共施設及び公益施設を市に帰属又は寄附する場合の境界は、市の指定する境界標を埋設して明示するものとする。

(工事に関する届)

第17条 事業者は、開発行為等に係る工事に着手しようとするときは、工事着手届（別記第11号様式）に工事工程表を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業者は、開発行為等に係る工事を廃止しようとするときは、工事廃止届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、開発行為等に係る工事が完了したときは、工事完了届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

4 前3項に規定する工事着手届、工事廃止届及び工事完了届は、法第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為にあつては、第1項に規定する工事着手届は、法第79条の規定により開発行為許可条件として提出を求める工事着手届をもってこれに代え、第2項及び第3項に規定する工事廃止届及び工事完了届は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第29条及び第32条に定める書式をもってこれに代えるものとする。

5 事業者は、開発行為等に係る工事のうち、道路の路盤及び排水施設等が完了したときは、中間検査申請書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第18条 事業者は、開発行為等の工事の中間時（道路の路盤完了時及び排水施設の完了時を含む。）及び完了時に検査を受けなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、工事期間中担当職員に工事状況を調査させることができる。

(工事完了確認通知書の交付)

第19条 市長は、前条第1項の工事完了時の検査の結果、当該工事が第4条の事前協議の内容に適合していると認めるときは、工事完了確認通知書（別記第15号様式）を交付するものとする。

ただし、法第29条の規定により、許可を受けなければならない開発行為にあつては、開発行為に関する工事の検査済証の交付をもってこれに代える。

(帰属等の手続)

第20条 事業者は、第18条第1項の規定による完了検査を受けるまでに、公共施設等用地帰属願書（別記第16号様式）、公共施設等帰属願書（別記第17号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、当該用地の帰属及び寄附の手続きに要する費用並びに施設整備に要する費用は、すべて事業者が負担するものとする。

2 開発行為等により設置した公共施設等の帰属又は寄附は、次の表のとおりとする。ただし、協議による別に定めたときは、この限りでない。

公共施設等	戸建て住宅		共同住宅系		非住宅系		備 考
	用地	施設	用地	施設	用地	施設	
公 園	○	○	○	○	○	○	
ごみ置き場	○	×	×	×	×	×	
水路・河川	○	○	○	○	○	○	維持管理用地含む。
電柱用地	○	○	○	○	○	○	帰属又は寄附の道路と一体のもの
防火水槽	○	○	○	○	○	○	
集 会 所	○	×	×	×	×	×	
汚水処理場	×	×	×	×	×	×	
道路後退部	○	○	○	○	○	○	市道に面しているもの
公共下水道	×	○	×	○	×	○	公共柵及びその下流の部分
区域内道路	鎌ヶ谷市市道認定要綱（昭和59年鎌ヶ谷市告示第20号）及び道路用地寄附事務取扱要綱（昭和59年鎌ヶ谷市告示第21号）に準じる。						
調 整 池	雨水調整池寄附事務取扱要綱（平成4年鎌ヶ谷市告示第126号）に準じる。						

注 ○ 帰属又は寄附の対象となるもの

× 帰属又は寄附の対象とならないもの

3 前項の表に掲げる以外の公共施設等の帰属又は寄附については別途協議する。

(契約不適合責任)

第21条 開発行為等によって、市に帰属又は寄附を受けた公共施設及び公益施設に、次に定める期間内に、工事施工上の瑕疵による損傷があったときは、事業者は、自らの負担によりその補修をしなければならない。

(1) 法第29条の許可を必要とする開発行為 法第36条第3項による工事完了公告の日の翌日から5年

(2) 開発行為を伴わない建築行為 第19条の工事完了確認通知書の交付を受けた日の翌日から5年

(その他)

第22条 事業者は、過去に協議した開発行為等で、その工事の完了後においても第18条及び第20条の規定による手続きを行っていないものがあるときは、これらの手続きを履行した後に新たな事前協議申請を行うよう努めなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めのないもの又はこの要綱により難しいものについては、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に、改正前の鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱第4条の規定による事前協議の整っている者又は事前協議申請書を市長に提出した者の申請、届出その他の手続きについては、改正後の鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 記

第1号様式（第3条関係）

開発行為等に関する検討願書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先
代理人 住所
氏名
連絡先

下記のとおり事業を予定しているのので、鎌ヶ谷市宅地開発等指導要綱の適用の有無について検討願います。

記

- 1 申 請 地 鎌ヶ谷市
- 2 登記地目・敷地面積
- 3 用 途 地 域
- 4 建物用途・戸数等
- 5 計画盛土・切土高さ

（添付図書）

- 1 案内図（都市計画図1／2500）
- 2 公図の写し
- 3 土地登記全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- 4 固定資産税評価証明書
- 5 求積図
- 6 現況平面図・計画平面図 高低差（標高）記入 両図面兼用も可
- 7 計画断面図（高低差記入 XY方向各2面以上）
- 8 建物計画図（平面・立面・計画概要）
- 9 写真（現況） 2方向から撮ったものそれぞれ2枚以上
- 10 その他（契約書等の写）
- 11 提出部数 正本1部 副本1部

第 号
年 月 日

開発行為等に関する検討結果通知書

様

鎌ヶ谷市長



年 月 日付で検討願いのあった事業の鎌ヶ谷市宅地開発等指導要綱の適用の有無については、下記のとおりです。

記

有り 鎌ヶ谷市宅地開発等指導要綱第3条第1項第 号該当事業

無し

開発行為等に伴う事前協議申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

申請者 住所
氏名
連絡先

下記のとおり開発行為等を行いたいので、事前協議を申請します。

記

開発行為等の概要	事業区域の場所	鎌ヶ谷市					
	事業区域の面積	m ²					
	予定建築物の概要等	用途：	計画戸数：				
	工事施工者の住所・氏名	住所：	氏名：	TEL			
	設計者の住所・氏名	住所：	氏名：	TEL			
	用途地域・高度地区	建ぺい率	%	容積率	%		
	自己用又は非自己用						
設計内容の概要	建築計画	構造	地上階・地下階	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	区画又は居室の大きさ	最大面積	m ²	最小面積	m ²	平均面積	m ²
	前面（接続）道路	道路名称	道路幅員				
	後退道路	中心から	m	一方後退	m	後退道路の面積	m ²
		事業区域に占める割合	%				
	区域内道路	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	公園	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	緑地	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	ごみ集積所	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	公益施設	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	その他	面積：	m ²	事業区域に占める割合	%		
	消防水利	消火栓	基	防火水槽	t	基	
	排水（雨水貯留）計画	m ³ （調整池・浸透・貯留）施設					
	汚水処理	公共下水道（供用開始区域・工事施工区域）・集中浄化・浄化槽（単独・合併）・汲取					
給水計画	公営水道・井戸						
排水計画	雨水	雨水の排水施設及び放流先					
	汚水	汚水（雑排水）の排水施設及び放流先					

道路検討願書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先
代理人 住所
氏名
連絡先

下記のとおり、開発行為等を予定していますので、事前に道路について検討願います。

記

- 1 申請地 鎌ヶ谷市
- 2 地目・敷地面積
- 3 用途地域
- 4 建物用途・戸数等

（添付図書）

- 1 案内図（都市計画図1／2500）
- 2 公図の写し
- 3 土地利用計画平面図
- 4 求積図
- 5 建物計画図（平面・立面・計画概要）
- 6 区域外道路 申請地から道路幅員6メートル以上の道路に至るまでの地図添付（道路幅員・延長距離・隅切り・工事車両通行計画等を明示すること。）
- 7 提出部数 正本1部 副本6部

第 号
年 月 日

道路検討結果通知書

様

鎌ヶ谷市長



年 月 日付で検討願いのあった道路について検討した結果は、下記のとおりです。

記

(注) この道路検討結果通知書は、開発区域の取り付け道路が、都市計画法上の基準に適合するか否かの検討結果です。このため、工事車両等の通行については、別途協議が必要です。

協議事項変更申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

鎌ヶ谷市宅地開発等指導要綱第4条第5項の規定により、下記のとおり、協議事項変更について申請します。

記

- 1 当初協議の締結日
- 2 開発区域の場所
- 3 予定建築物
- 4 変更内容

変更する協議事項	変更後	変更前	変更理由

事前協議申請に関する取下げ届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届 出 者 住所
氏名

年 月 日付で提出した開発行為等に関する事前協議申請書を取り下げたいので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 申 請 地 鎌ヶ谷市
- 2 申 請 面 積 平方メートル
- 3 予定建築物の概要等
- 4 取 り 下 げ 理 由

事業者変更届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者（変更後事業者） 住所
氏名
連絡先

事業者の変更をしたので、鎌ヶ谷市宅地開発等指導要綱第4条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、今後も 年 月 日に締結した協議書の内容を引継ぐことを約束します。

記

- 1 変更前事業者 住所
氏名
- 2 開発区域の場所
- 3 予定建築物

60センチメートル以上	
宅地開発等計画事前公開板	
開発行為等の場所	
開発行為等の面積	
事業内容	
工事予定期間	
事業者	住所 氏名 TEL
設計者	住所 氏名 TEL
施工者	住所 氏名 TEL
設置年月日	

80
センチメートル以上

備考

- 1 事業内容については、戸建て住宅にあつては計画宅地数等、共同住宅にあつては建築面積、延べ床面積、階数及び地上高等、店舗及び事業所等にあつては業務内容、建築面積、延べ床面積、階数及び地上高等を記載する。
- 2 公開板の寸法は、横60センチメートル以上、縦80センチメートル以上とする。

近隣住民説明報告書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住所
氏名
電話
設計者 住所
氏名
電話

開発行為等に伴う事業内容について、下記のとおり近隣住民へ説明を行いましたので、その内容を報告いたします。

記

- 1 申請地 鎌ヶ谷市
- 2 事業の目的
- 3 説明内容等（多数の場合は、別紙とする。）
 - (1) 住民の氏名・住所
 - (2) 説明を行った者
 - (3) 説明を行った日
 - (4) 説明内容
 - (5) 説明に要した資料（日影図等）
 - (6) 説明に対する質疑・要望等
 - (7) 質疑・要望等に対する対応

(別紙)

説明内容等

番号	住民の住所・ 氏名	説明を行った 者	説明を行った 日	説明に対する 質疑・要望等	質疑・要望等 に対する対応

工事着手届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
届出者
氏名

住所
工事施工者
氏名

開発行為等に関する工事（協議書締結 年 月 日締結）に着手したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請地 鎌ヶ谷市

2 工事着手年月日

3 工事完了予定年月日

4 現場管理者 氏名

連絡先

※添付書類 工事工程表

工事廃止届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届 出 者 住所
氏名

開発行為等に関する工事（協議書締結 年 月 日締結）について、下記により廃止
したいので届け出ます。

記

- 1 申請地 鎌ヶ谷市
- 2 工事着手年月日 年 月 日
- 3 工事廃止予定年月日
- 4 工事廃止理由

※添付書類 協議書の写し

工事完了届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届 出 者 住所
氏名

開発行為等に関する工事（協議書締結 年 月 日締結）が、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 申 請 地 鎌ヶ谷市
- 2 申 請 面 積 平方メートル
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 建築物の概要

※添付書類 位置図(1/2500)、土地利用計画図、排水計画平面図、確定測量図
その他関係課必要書類は別途提出

中間検査申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住所
氏名

開発行為等に係る工事について、 年 月 日付けで指定工程に到達した
ので、中間検査を実施したく申請します。

記

許可番号・許可年月日 若しくは協議締結日	鎌ヶ谷市指令第 号 年 月 日 協議締結日 年 月 日
開発区域に含まれる地域の 名称	
開発行為等の区域の面積	
指定工程の内容	
中間検査希望年月日	

【必要書類】

位置図、土地利用計画図、排水施設設計平面図、現場写真

第 号
年 月 日

工事完了確認通知書

様

鎌ヶ谷市長



鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱第4条第4項の規定により、協議書を取り交わした下記工事は、検査の結果、その内容に適合していることを確認しました。

記

- 1 協議書締結日 年 月 日

- 2 事業区域の場所 鎌ヶ谷市

- 3 事業区域の面積 平方メートル

公共施設等用地帰属願書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住 所

氏 名

都市計画法第40条第2項の規定により開発行為（許可 年 月 日
第 号の ）に関する下記の用地を帰属したいので申請いたします。

記

土地の表示

所 在 鎌ヶ谷市

地 目

地 積 平方メートル

所 在 鎌ヶ谷市

地 目

地 積 平方メートル

所 在 鎌ヶ谷市

地 目

地 積 平方メートル

公共施設等帰属願書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住 所

氏 名

都市計画法第39条の規定により開発行為（許可 年 月 日 第
号の ）に関する下記の施設を帰属したいので申請いたします。

記

施設の表示

所 在 鎌ヶ谷市

施 設 名

構 造 等

所 在 鎌ヶ谷市

施 設 名

構 造 等

所 在 鎌ヶ谷市

施 設 名

構 造 等

